

非核三原則の堅持を求める意見書

我が国は、被爆国として「核兵器のない世界」を願い続け、1994年以降毎年、国連に核廃絶決議案を提出しており、本年も多くの国々の賛同を得て採択され、我が国の長年の取組が国際社会から信頼を寄せられていることが改めて示された。こうした国際的な支持の背景には、我が国が平和を重んじ、非核三原則である「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」を大切に守ってきた歴史がある。

しかしながら、今日、安全保障関連3文書の改正に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴う、非核三原則の見直しを不安視する声が国民の間に広がっている。

唯一の戦争被爆国であり、核保有国と非保有国との橋渡し役を果たすべき我が国が非核三原則を見直すことは、戦後の安全保障政策の大きな変更であり、我が国が進めてきた「核兵器のない世界」の実現に向けた取組に逆行するものであるとともに、東アジアの緊張を高める要因にもなりかねない。

また、核兵器の脅威によって安全が保たれるという核抑止論は幻想であり、悲劇を繰り返さないためには核兵器の廃絶しかないとの被爆者の思いを受け止め、恒久平和の実現に向けて主導的役割を果たすべきと考える。

よって、政府（国）におかれでは、核兵器の使用を防ぐ唯一の方法は廃絶しかないとの認識に立ち、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆者の思いをしっかりと受け止め、国是である非核三原則を今後も堅持することを強く要望する。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2025年（令和7年）12月19日

福山市議会

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

外務大臣

防衛大臣

衆議院議長

参議院議長